

島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する規則

令和2年3月6日規則第3号

改正 令和2年6月26日規則第17号 令和5年3月27日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(報酬等基準額表)

第3条 会計年度任用職員には、報酬等基準額表（別表第1）を適用する。

(会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 会計年度任用職員となった者の号給は、職種別基準表（別表第2）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種又は職名欄にその者に適用される区分が定められていないときは、その者に適用される同表に定めるその者の属する職種区分の1号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）その他管理者が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条から第6条までに定めるところにより、同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第5条 会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成10年島原地域広域市町村圏組合規則第1号）別表第3修学年数調整表に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第6条 会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数

を合算した数を第4条第1項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4
- (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 3
- (3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 2
- (4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満である月からなる経験年数 1

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額）

第7条 条例第3条第1項の月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額（以下この条及び第16条において「報酬等基準額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 条例第3条第2項の日額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1日につき、報酬等基準額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 条例第3条第3項の時間額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、報酬等基準額を162.75で除して得た額とする。

（条例第4条の特別の事情による者及び報酬の額）

第8条 条例第4条の任命権者が管理者と協議して定める額は、月額375,000円を超えない範囲内とする。

（期末手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第9条 条例第6条の規定により準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。以下「給与条例」という。）第18条から第18条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例第6条の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が別に定める者

3 任期が6月に満たない会計年度任用職員のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が6月以上となるものは、任期が6月以上の者とみなす。

- (1) 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第6条において準用することとされる給与条例の適用を受ける職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）
- (2) 職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

4 前項第2号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。

- (1) 給与条例の適用を受ける職員
- (2) 特別職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第1号から第4号までに掲げる特別職に属する島原地域広域市町村圏組合の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第10条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日前6月以内の期間において、次の各号に掲げる期間を算入する。

- (1) 会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 前条第4項各号に掲げる者として在職した期間

2 基準日前1月以内において退職した前条第3項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第11条 条例第6条の規定により読み替えて準用する給与条例第18条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

- (1) 月額で報酬を支給する場合 基準日における第7条第1項の規定により算出された報酬の額
- (2) 日額で報酬を支給する場合 基準日前6月の期間において、月の初日から末日までの間在職した月（以下「特定月」という。）に割り振られた勤務日の日数の合計を特定月の月数で除した日数（1日未満の端数を生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入する。）に基準日における第7条第2項の規定により算出された報酬の額（5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げて得た額）を乗じて得た額
- (3) 時間額で報酬を支給する場合 基準日前6月の期間において、特定月に割り振られた正規の勤務時間の合計を特定月の月数で除して得た時間（1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。）に基

準日における第7条第3項の規定により算出された報酬の額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げて得た額）を乗じて得た額

（特別の事情がある者の期末手当）

第12条 前3条の規定にかかわらず、同一の期間において2以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、管理者が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第13条 条例第7条に規定する端数処理については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第3条第1項の月額で報酬を支給する場合 第7条第1項の規定により算出された報酬の額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げて得た額

(2) 条例第3条第2項の日額で報酬を支給する場合 第7条第2項の規定により算出された報酬の額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げて得た額

(3) 条例第3条第3項の時間額で報酬を支給する場合 第7条第3項の規定により算出された報酬の額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げて得た額

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額等）

第14条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するときの費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、所定の勤務日数が1週間あたり4日以下の者又は任期が2月以内の者の当該費用弁償の額は、給与条例第9条第2項各号に定める額に1月当たりの通勤回数を21で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の職務のための旅行に係る費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、その者の職務の級は給与条例第3条第1項に規定する給料表における1級に相当するものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第16条 条例第9条のフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

（勤務することを要しないこととされている場合）

第17条 条例第11条の規則で勤務することを要しないこととされている場合は、島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年島原地域広域市町村圏組合規則第4号）に定めるところによる。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第18条 条例第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものからその者について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額。

(2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額をその者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第19条 条例第12条に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第20条 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第21条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に定める勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の報酬について、月額、日額又は時間額のいずれの方法によるかは、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務形態を考慮して、任命権者が定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月10日に支給する。ただし、支給日が祝日法による休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
- 3 特別の必要があると認めるときは、管理者は前項の期日を変更することができる。
- 4 日額又は時間額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 5 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 6 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の口座振替）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 会計年度任用職員が、この規則の施行の日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した期間を有する場合には、当分の間、管理者が別に定める基準に従い、その者の号給を定めることができる。

（在職年数の特例）

- 3 会計年度任用職員が、この規則の施行の日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した期間を有する場合には、当該期間は第10条第1項に規定する在職した期間とみなす。

附 則（令和2年6月26日規則第17号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

報酬等基準額表

職種又は職名	事務補助、一般事務員、電算事務員、介護保険料徴収員、介護認定調査員、介護給付適正化指導員、介護給付適正化指導員（建築士）
号給	月 額
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200

26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800

60	228,500
61	229,200
62	230,000
63	230,700
64	231,300
65	231,900
66	232,500
67	233,100
68	233,800
69	234,500
70	235,100
71	235,600
72	236,300
73	237,000
74	237,600
75	238,200
76	238,700
77	239,300
78	240,000

別表第2(第4条関係)

職種別基準表

職種又は職名	基礎号給	上限号給
事務補助(2箇月未満の任用)	1	1
一般事務員	1	9
電算事務員	1	21
介護保険料徴収員	5	25
介護認定調査員	25	33
介護給付適正化指導員	25	33
介護給付適正化指導員(建築士)	25	33